

四日市市告示第170号

四日市市指定特定相談支援等体制強化補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市指定特定相談支援等体制強化補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市指定特定相談支援等体制強化補助金交付要綱（令和4年四日市市告示第184号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表 補助対象経費（第3条第2項及び第3項関係）		
補助の対象者	補助対象経費	補助金の額
四日市市、三重郡菰野町、三重郡朝日町又は三重郡川越町が指定する指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者	（新規）計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の支給決定を行った者のうち新規利用者に要する経費	利用者1名に対し、1年度 <u>16,286円</u>
	（継続）計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の支給決定を行った者のうち新規利用者を除く利用者に要する経費	利用者1名に対し、1年度 <u>13,551円</u>

改正前		
別表 補助対象経費（第3条第2項及び第3項関係）		
補助の対象者	補助対象経費	補助金の額
四日市市、三重郡菰野町、三重郡朝日町又は三重郡川越町が指定する指	（新規）計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の支給決定を行っ	利用者1名に対し、1年度 <u>15,768円</u>

定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者	た者のうち新規利用者に要する経費	
	(継続) 計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の支給決定を行った者のうち新規利用者を除く利用者に要する経費	利用者1名に対し、1年度 <u>13,054円</u>

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(こども未来部こども発達支援課)